

# 今帰仁村いじめ防止基本方針

今帰仁村・今帰仁村教育委員会

(令和7年9月)

参考資料 令和8年3月改正:字句の整理

## 目 次

1	はじめに	1
2	いじめの定義	1
3	いじめの防止等の対策に関する基本理念	3
4	いじめの防止等に関する基本的な考え方	3
	(1) いじめの防止	
	(2) いじめの早期発見	
	(3) いじめへの対処	
	(4) 地域や家庭との連携	
	(5) 関係機関との連携	
5	いじめの防止等のために今帰仁村が実施する施策	5
	(1) 「今帰仁村いじめ問題等対策連絡協議会」の設置	
	(2) 「今帰仁村いじめ問題専門委員会」の設置	
	(3) いじめの防止に向けた取組	
	(4) いじめの早期発見に向けた取組	
	(5) 地域や家庭、関係機関と連携した取組	
	(6) 学校評価の留意点、教員評価の留意点	
6	いじめの防止等のために学校が実施する施策	7
	(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
	(2) 学校いじめ対策組織	
	(3) 学校におけるいじめの防止	
	(4) 学校におけるいじめの早期発見	
	(5) 学校におけるいじめに対する措置	
	(6) 地域や家庭との連携	
	(7) より実効性の高い取組を実施するための措置	
7	重大事態への対処	12
	(1) 重大事態の発生と調査	
	(2) 村長による再調査	
	(3) 再調査に基づく措置等	
8	参考資料 令和8年3月字句の整理	14
	「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月文部科学省)を参酌	

## 1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

また、「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうるものである」という認識に立ち、学校は児童生徒一人一人の小さな変化を見逃さず、迅速に対応し、教育委員会、地域、家庭と一体となって、いじめの防止・早期発見・早期解決に取り組まなければならない。

「今帰仁村いじめ防止対策基本方針」は、村内のすべての児童生徒の尊厳を保持することを目的に、学校、家庭、地域、関係機関等が十分に連携を図り、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、「いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。)」第 12 条の規定に基づき、本村におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために定めたものである。

## 2 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※1 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※2 「学校」とは、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」(以下「学校いじめ対策組織」という。)を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、いじめを行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめを受けた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐにいじめを行った児童生徒が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるものの、学校いじめ対策組織へ情報を共有することは必要となる。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮

やいじめを受けた児童生徒の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

### 3 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指し行わなければならない。

### 4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

#### (1) いじめの防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、事案発生後の困難課題対応的生徒指導から、全ての児童生徒を対象とする発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導への転換が重要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心して、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について村民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

#### (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人

が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな事象であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、定期的なアンケート調査や個人面談、教育相談の実施、子どもの SOS 相談窓口を集約して周知する等、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

### (3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめを行ったとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は普段より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

### (4) 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えばPTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)や学校評議員制度を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

### (5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会においていじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関(警察、児童相談所、医療機関、法務局等)との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、普段から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

例えば、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校や教育委員会が、関係機関による取組と連携することも重要である。

## 5 いじめの防止等のために今帰仁村が実施する施策

### (1)「今帰仁村いじめ問題等対策連絡協議会」の設置

村は、法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関する機関及び団体との連携を図るため、「今帰仁村いじめ問題等対策連絡協議会」(以下「連絡協議会」という)を開催することができる。連絡協議会は、学校関係者、教育委員会、本部警察署、青少年育成協議会などの関係機関、団体で構成する「今帰仁村生徒指導連絡協議会」をもって組織する。

### (2)「今帰仁村いじめ問題専門委員会」の設置

教育委員会は、法第14条第3項の規定に基づき、連絡協議会との円滑な連携の下に、学校におけるいじめの防止等の対策等を実効的に行うために教育委員会の附属機関として、「今帰仁村いじめ問題専門委員会(以下、「専門委員会」という。)」を置く。

なお、この専門委員会の委員は、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者をもって構成し、公平性・中立性を確保する。

### (3)いじめの防止に向けた取組

- ① 学校におけるいじめの防止等のための取組状況について定期的の実態把握や情報交換を行い、必要に応じて学校への支援を行う。
- ② 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ③ いじめ防止等の対策が専門的知識に基づき、適切に行われるよう、教職員研修の充実を通じた教職員の資質能力の向上を図る。
- ④ 児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、児童生徒がいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるよう支援する。
- ⑤ スマートフォン等の正しい利用方法やインターネットの危険性について理解させる「スマホ・ネット安全教室」の実施を促進し、児童生徒の情報モラル教育の充実を図るとともに、ネットパトロール等との連携により、インターネットを通じて行われるいじめに対処する取組を進める。あわせて、保護者に対しても、インターネット上の書き込みやSNSのトーク等がいじめの温床となる危険性があることやフィルタリングの利用促進等について、広報や啓発に取り組む。

### (4) いじめの早期発見に向けた取組

- ① 学校に対し、定期的に「いじめに関する調査」を実施し、いじめの問題の早期発見、早期解決に努める。
- ② 児童生徒のメンタルヘルスに関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー制度を活用し、相談体制の充実を図る。
- ③ 地域におけるいじめ等を見逃さない児童生徒の見守り活動の充実を図るなど、学校と家庭の連携に、地域社会との協働という視点を加えた、児童生徒のいじめ等問題行動の防止や早期発見に取り組む。
- ④ 学校が組織として対応するため、児童生徒の支援状況等を一元的に把握し、学校内及び関係機関等との連絡調整、ケース会議の開催等の調整役として活動する教職員を教育相談コーディネーターとして指名し、教育相談コーディネーターを中心とした教育相談体制を構築する。また、スクールカウンセラーを学校いじめ対策組織の構成員とするとともに、そのことを児童生徒及び保護者に積極的に周知する取組を進める。

(5) 地域や家庭、関係機関と連携した取組

- ① PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめ問題について協議する機会を設けたり、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)や学校評議員制度を活用したりするなど、いじめ問題について学校と地域、家庭と連携した対策を推進する。
- ② 日頃から学校内外で児童生徒と多くの大人が接するような取組を推進する。
- ③ 児童生徒をめぐる様々な人権問題について相談活動に当たっている法務局との連携を強化し、いじめ問題の早期発見、早期解決を図る。
- ④ 警察と情報共有体制を構築し、緊密な連携の下、児童生徒のいじめ等問題行動への対応を図る。また、いじめを受けた児童生徒や保護者の意向、学校の状況等を踏まえながら、必要に応じて警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。

(6) 学校評価の留意点、教員評価の留意点

- ① 学校評価においていじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、いじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報提供や組織対応等が評価されることを教職員に周知徹底する。加えて、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、結果を踏まえてその改善に取り組まなければならない。

したがって、教育委員会は学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。

- ② 教員評価において、学校におけるいじめ防止等の対策の取組状況を積極的に評価するよう促すことも重要である。その際、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめ

の有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常からの児童生徒の理解、いじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、実施要領の策定や評価記録書の作成、各学校における教員評価への必要な指導・助言を行う。

## 6 いじめの防止等のために学校が実施する施策

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- ① 各学校においては、学校の実情に応じ、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を学校いじめ防止基本方針として策定し、体系的・計画的に、いじめの防止・早期発見等に取り組む。
- ② 学校いじめ防止基本方針に基づく対応を徹底し、教職員がいじめを抱え込んだり、学校がいじめを隠したと誤解されることのないよう、いじめに対しては、個々の教職員ではなく、組織として一貫した対応を行う。
- ③ 学校いじめ防止基本方針に、いじめの発生時における学校の対応を示すことにより、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑制につなげる。また、いじめを行った児童生徒への具体的な指導方法を定め、再発防止を図る。
- ④ 学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへ掲載するなど、保護者や地域住民に積極的に周知するとともに、児童生徒等に対しては、入学時や各年度の始期にその内容を十分に説明する。

### (2) 学校いじめ対策組織

- ① 学校いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。そのため、学校いじめ対策組織は、学校いじめ防止基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容を明確に定める。
- ② 学校いじめ対策組織は、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、学校の実情に応じて複数の教職員(校長、教頭、生徒指導主任、各学年生徒指導担当教員、養護教諭、特別支援コーディネーター等)から構成する。また、可能な限りスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の外部専門家を加え、実効性のある人選とする。あわせて、個々のいじめ防止・早期発見・対処に当たっては、児童生徒と関係の深い教職員を加える。
- ③ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画(学校いじめ防止プログラム)の作成や実施に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参加を図る。

- ④ いじめの未然防止・早期発見の実効化のために、学校いじめ対策組織に児童生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等を加えるとともに、教職員の経験年数や学級担任制の垣根を超えた、教職員同士の日常的なつながりや同僚性(お互いに支え合い、高め合っていく協働的な関係)を向上させる。
- ⑤ 学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう、柔軟な組織とする。

### (3) 学校におけるいじめの防止

- ① 学校の教育活動全体を通じた道德教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、児童生徒が、円滑に他の児童生徒と心の通じ合うコミュニケーションを図る能力を育てる。
- ② 学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、自分がしたことを感謝されてうれしかった、自分は頼りにされている、誰かの役に立っている、みんなから認められていると感じ取ることのできる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感が高められるよう努める。また、集団の中で協力し合う活動や困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けることで、自分は大切な存在である、自らは価値のある存在であると認め、自他ともに受け入れることができる自己肯定感が高められるように努める。
- ③ 児童生徒自らがいじめ問題について学び、そうした問題を児童生徒自身が主体的に考え、児童生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- ④ いじめが生まれる背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育てる。
- ⑤ 被災時には、誰もがひっ迫した状態になり、人権感覚が薄れる状況に陥りやすい。児童生徒が被災し、避難所に避難した場合でも、お互いが協力し合い、支え合う人間関係を築くことができる力を育てる。
- ⑥ 児童生徒に対して、インターネット等を通じて行われるいじめに対処するために、情報モラル教育を充実させ、インターネット上のいじめ等への対策を図るとともに、スマホ・ネット安全教室等を行い、情報モラルに関する指導の充実を図る。
- ⑦ インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、いじめを受けた児童生徒等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。インターネット上の不

適切な書き込み等については、消去することは非常に難しく、事案によっては刑法上、民事上の処罰を受ける可能性があることを理解させる。

- ⑧ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、普段から教職員全員による共通理解を図る。また、児童生徒に対しても、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。
- ⑨ 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払うとともに、子供たち一人一人に寄り添い、問題行動の未然防止に向けて、よりきめ細かな指導・支援に努める。
- ⑩ 特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- ⑪ 「ゆすり」や「たかり」は、警察との連携を緊密にして対応する。また、「おごり」という名目で「ゆすり」や「たかり」が行われている場合があるため、地域や保護者と連携し、児童生徒の行動や交友関係等をしっかりと把握し、早期発見に努め、適切に対応する。
- ⑫ いじめや不登校等の問題行動の未然防止のために、中学校・高等学校に入学する児童生徒に関する丁寧な引き継ぎや、不安感を取り除く取組等、小学校と中学校及び中学校と高等学校の円滑な接続を図る。

#### (4) 学校におけるいじめの早期発見

- ① 日頃から、児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有する。
- ② 年度当初に適切に計画を立てた1人1台端末等を活用した定期的なアンケート調査、個人面談、定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組みむとともに、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくり、児童生徒からの相談に対しては、迅速に対応する。
- ③ 児童生徒、保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、相談担当窓口や相談室等の利用について広く周知する。いじめの情報が寄せられたときは、情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し組織的な対応をとる。

#### (5) 学校におけるいじめに対する措置

- ① いじめの発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校いじめ対策組織に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校

長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。

- ② いじめを受けた児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ること等を伝え、不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた児童生徒の安全を確保する。
- ③ いじめを行った児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめを行った児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも着目し、当該児童生徒の安心・安全に配慮するとともに健全な人格の発達を促すため、必要に応じて専門的見地からの分析・助言等を踏まえ指導を行う。いじめの状況に応じて、心理的な孤独感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をとる。また、保護者に対しては、正確に情報を伝えて理解を得るよう努力する。
- ④ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ⑤ いじめが発生した際、当該行為が犯罪行為(触法行為を含む)に該当するか否かを学校及び学校の設置者が、判断することは困難なことも多いが、「いじめ」として捉えがちなものについて、早期に警察に相談又は通報を行う必要がある場合もある。なお、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行うことが重要である。

以下は、学校で起こり得るいじめの事例のうち、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案や重大ないじめ事案として警察への相談又は通報すべき具体例を参考として示したものである。

・警察に相談又は通報すべきいじめの事例

	該当し得る犯罪
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ゲームや悪ふざけと称して繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。</li> <li>・ 無理やりズボンを脱がす。</li> </ul>	暴行 (刑法第 208 条)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。</li> </ul>	傷害 (刑法第 204 条)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。</li> </ul>	不同意わいせつ (刑法第 176 条)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。</li> <li>・ 断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。</li> </ul>	恐喝 (刑法第 249 条)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。</li> <li>・財布から現金を盗む。</li> <li>・自転車を壊す。</li> <li>・制服をカッターで切り裂く。</li> </ul>	窃盗 (刑法第 235 条) 器物損壊等 (刑法第 261 条)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。</li> </ul>	強要 (刑法第 223 条)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。</li> </ul>	脅迫 (刑法第 222 条)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。</li> </ul>	名誉毀損、侮辱 (刑法第 230 条、231 条)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・同級生に対して「死ぬ」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。</li> </ul>	自殺関与 (刑法第202条)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や 児童ポルノ下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。</li> <li>・同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供 する。</li> <li>・同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに 送信して多数の者に提供する。</li> <li>・友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に 保存している。</li> </ul>	(児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画私事的画像記録提をインターネット上に公表する。</li> </ul>	私事的画像記録提供 (リベンジポルノ)(私事的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第 3 条)

- ⑥ インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除を求める措置をとる。また、必要に応じて法務局の協力を求める。
- ⑦ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、教育的配慮に十分に留意し、いじめを行った児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で懲戒を加えることも考えられる。
- ⑧ いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ⑨ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これら

の要件が満たされ、「解消している」状態であっても、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く見守る。

ア いじめに係る行為が止んでいること

その期間は、少なくとも3か月間を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに、長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、学校いじめ対策組織の判断で、より長期な期間を設定することができる。

イ いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

学校いじめ対策組織は、いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対して面談等を実施し、心身の苦痛を感じていないかどうかを確認する。

## (6) 地域や家庭との連携

例えば学校とPTA、地域の子供の健全育成に関わる関係諸団体や機関等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、コミュニティ・スクール(学校運営協議会)や学校評議員制度を活用したりするなど、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

## (7) より実効性の高い取組を実施するための措置

- ① 当該学校の実情に即してきちんと機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直すなど、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を行う。
- ② いじめについての生徒指導上の諸問題に関する校内研修(事例研究やロールプレイ等)を充実させ、組織的かつ迅速な対応の方策を確認し、全ての教職員の共通理解を図る。

## 7 重大事態への対処

### (1) 重大事態の発生と調査

#### ① 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を村長に報告する。

#### ※ 重大事態とは

いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

また、学校は、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態があったものとして報告・調査等にあたる。

#### ② 調査の趣旨及び調査主体

教育委員会は、重大事態であると認めるときは、学校の設置者主体の場合に考えられる調査組織(教育委員会方式、第三者委員会方式)又は、学校主体の場合に考えられる調査組織(学校いじめ対策組織方式、第三者委員会方式)において重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する(文部科学省『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン令和6年8月改訂版』21ページを参照)。

なお、学校が調査主体となる場合であっても、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、適切な支援を行う。

### ③ 調査結果の提供及び報告

ア 教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。

イ 調査結果について、教育委員会は村長に報告する。

## (2) 村長による再調査

① 村長は、教育委員会から報告を受けた重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査(以下、「再調査」という。)を行うことができる。

② 村長は、再調査を行う附属機関として「今帰仁村いじめ問題調査委員会」を置く。

③ 再調査を行った場合は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査結果等を説明する。

④ 村長は、教育委員会から報告を受けた重大事態に係る再調査を行った場合は、その結果を踏まえ、教育委員会に対し、必要な措置について意見を述べることができる。

## (3) 再調査に基づく措置等

① 村長は、教育委員会から報告を受けた重大事態に係る再調査を行った場合は、その結果を議会に報告する。

② 村長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月文部科学省)を参酌

令和8年3月字句の整理

### 【重大事態を把握する端緒】

○重大事態の取扱について、以下の事項を徹底



- ・重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないこと。
- ・対象児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。

○重大事態の範囲の明確化を図るため、重大事態として扱われたものの事例を示す



- ・軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
  - ・カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバックを盾にしたため刺されなかった。
  - ・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
  - ・複数の生徒から金銭を要求され、総額1万円を渡した。 など
- ※これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事項と捉える場合  
あることに留意する。

### 【対象児童生徒・保護者に対する調査方針の説明等】

○調査を開始する前に、被害者・保護者に対して丁寧に説明を行うことで、対象児童生徒・保護者の意向を踏まえた調査が行われることを担保



#### 【説明事項】

- ① 調査の目的・目標、②調査主体(組織の構成、人選)、③調査時期・期間(スケジュール、定期報告)、④調査事項(対象となるいじめ行為、学校の対応等)、⑤調査方法、⑥調査結果の提供

※特に、⑥の調査結果の提供の方法については、どのような情報を、どのような形式で対象児童生徒・保護者に提供するのかを説明しておく(個人情報については、個人情報保護条例等に従って行うこと)。

### 【調査結果の説明・公表／個人情報の保護】

○調査結果の報告



- ・公立学校の場合は、教育委員会会議において議題として取り扱い、総合教育会議において議題として取り扱うことも検討すること。

- ・対象児童生徒・保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、地方公共団体の長に対する報告に添えることができること。

#### ○調査結果の公表



- ・調査結果を公表するか否かは、事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましい。
- ・調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を対象児童生徒・保護者と確認すること。
- ・学校の設置者及び学校は、対象児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った児童生徒及びその保護者に対していじめの事実関係について説明を行うこと。

#### ○第三者調査委員会等が取得した情報の提供について明記



- ・学校の設置及び学校は、各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って、対象児童生徒・保護者に情報提供及び説明を行うこと。
- ・学校の設置者及び学校として、「各地方公共団体の個人情報保護条例等に照らして不開示とする部分」を除いた部分を適切に整理して開示すること。

#### 【調査結果を踏まえた対応】

##### ○いじめを行った児童生徒に対する指導について明記



調査結果において、いじめが認定されている場合、いじめを行ったに対して、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、対象児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。いじめを行った児童生徒に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行うこと。

##### ○調査結果を踏まえた再発防止、教職員の処分について明記



学校の設置者及び学校におけるいじめ事案への対応において、法律や基本方針等に照らして、重大な過失等が指摘されている場合、教職員に対する聴き取りを行った上で客観的に事実関係を把握し、教職員の懲戒処分等の要否を検討すること。

### 【地方公共団体の長等による再調査】

○これまで、重大事態の調査後における、地方公共団体の長等による再調査については、調査を行う必要があると考えられる場合が示されていないため、判断の基準を示す。

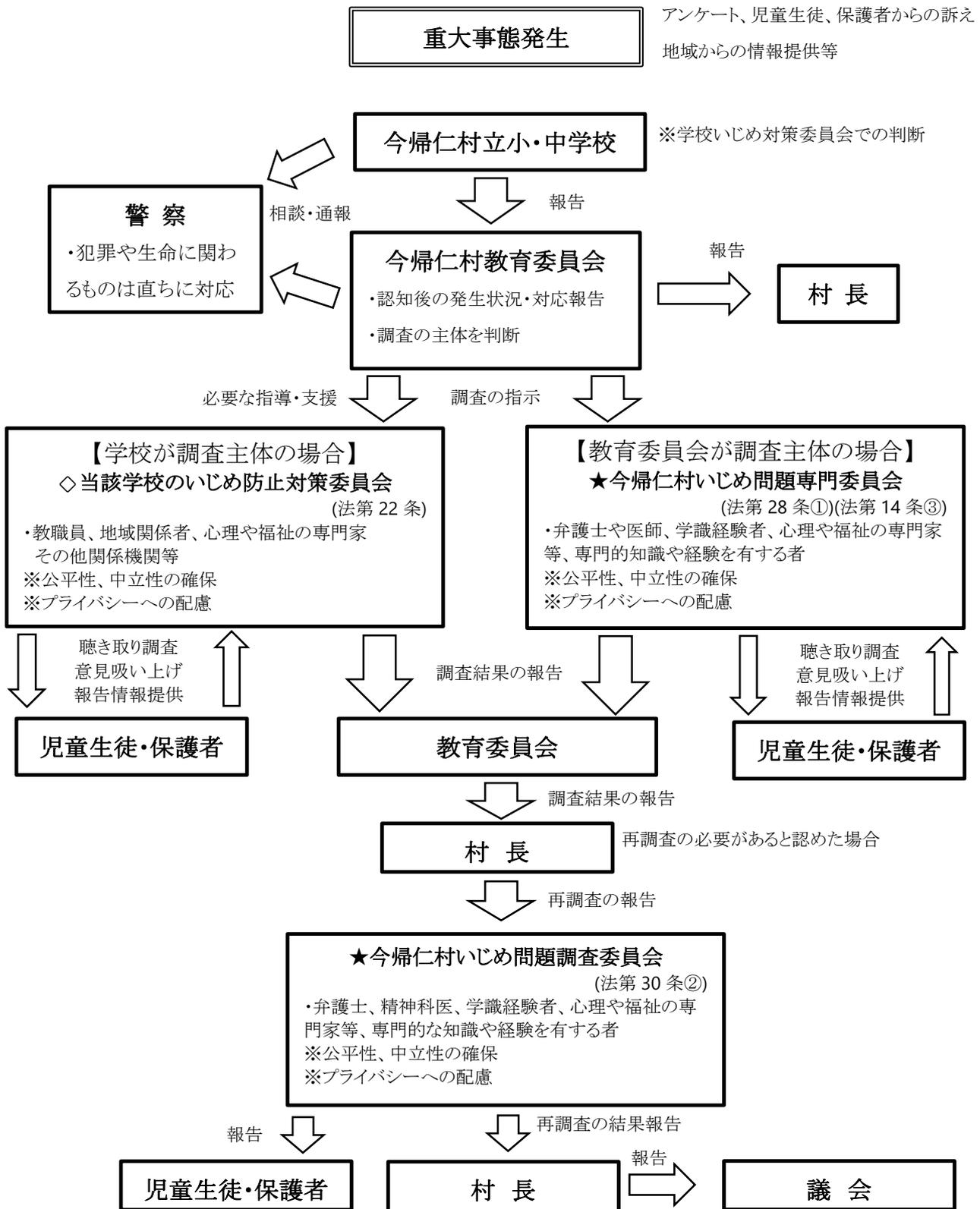


#### 【再調査を行う必要があると考えられる場合】

- ① 調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合
- ② 事前に対象児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合
- ③ 学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合
- ④ 調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合

※ただし、上記①～④の場合であっても、地方公共団体等による再調査ではなく、既  
に実施した調査の調査組織において、追加調査や構成員を変更した上での調査  
を行うことも考えられる。

# ○重大事態発生時のフロー図



※調査知識については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者で、当事者と利害関係を有しない第三者を選任し、公正性、中立性の確保に努める。